

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館  
図書館ボランティアスタッフ登録要領

令和6年2月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、子育て図書館において運営をサポートするボランティア活動を行う者を図書館ボランティアスタッフとして登録すること等に関して必要な事項を定める。

(募集)

第2条 適切な登録者数を下回ると見込まれるときは、図書館ボランティアスタッフを募集する。その場合、詳細については、別に定める。

2 図書館ボランティアスタッフに応募しようとする者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 子育て支援に資する事業を総合的に行うこどもみらい館の趣旨を理解し、来館する親子一人一人が、安心して楽しく過ごせる場を提供できるよう努めることができる者
- (2) 子育て図書館に来館する利用者に親切に接し、資料を大切に扱うことができる者
- (3) 当該年度の登録時点で満18歳以上の心身ともに健康な者
- (4) 子育て図書館で、図書館ボランティアスタッフの登録が初めての者
- (5) 月2回程度の活動を少なくとも1年以上継続できる者
- (6) ボランティア活動中に、営利活動、勧誘を伴う活動、政治的・宗教的活動を行わない者

(登録)

第3条 登録前研修を受講した者から、活動に支障がないと認める者を図書館ボランティアスタッフとして登録し、登録証の交付、名札及びエプロンの貸与を行う。

2 登録期間は、登録の日から5年が経過した後の最初の3月31日までとする。

(活動)

第4条 図書館ボランティアスタッフは、次の活動を行う。

- (1) 本の返却
  - (2) 書架の整理
  - (3) 本の修理
  - (4) おはなし会の補助
  - (5) その他子育て図書館の運営及び利用者の支援のための活動
- 2 活動時間は、9時30分から12時、12時から14時30分、14時30分から17時とし、活動回数は、1日に1回とする。
- 3 活動中は、貸与した名札及びエプロンを着用し、清潔な身だしなみを心掛けるとともに、事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 4 毎回の活動終了後、日誌を提出しなければならない。
- 5 活動日時に不都合が生じたときは、速やかに連絡しなければならない。

(活動の休止)

第5条 月2回程度の継続的な活動が困難となった場合は、理由及び期間を申し出のうえ承認を得て最大12月の間活動を休止することができる。

(登録の終了)

第6条 図書館ボランティアスタッフの登録期間が終了したときは、速やかに登録証、名札及びエプロンを返却しなければならない。また、子育て図書館での活動により身につけた子育て支援に関する知識等を地域社会に還元するよう努めるものとする。

2 図書館ボランティアスタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、登録期間内であっても登録を終了させることができる。

- (1) 活動を継続できない旨の申し出があったとき。
- (2) 申し出なく活動を欠席することが5回を超えたとき。
- (3) 連絡がとれなくなったとき。
- (4) 適性や品格を著しく欠いていると認められるとき。
- (5) 利用者その他の関係者との間で頻繁にトラブルを生じさせるなど著しい支障があると認められるとき。

3 図書館ボランティアスタッフの登録期間終了日以前に、6月以上の活動期間があるにもかかわらず活動の実績がないときは、その登録を終了させることができる。

4 第3条第2項の規定にかかわらず、子育て図書館の運営方法に変更があったときは、登録を終了させることができる。

(保険等)

第7条 図書館ボランティアスタッフを被保険者とし、こどもみらい館を保険契約者とするボランティア保険に加入し、保険料は、こどもみらい館が負担する。図書館ボランティアスタッフが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、ボランティア保険から支払われる金額を限度とする。

2 活動費として1回につき「図書カード500円券」を1枚交付する。

(守秘義務)

第8条 図書館ボランティアスタッフは、活動により知り得た情報を他人に漏洩してはならない。登録期間の終了後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行に必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 令和5年度までに登録した子育て支援ボランティアは、本要領による登録者へ移行し、その登録期間は、旧要綱で定めた範囲において個別に定めることとする。